

判例研究-「公正ナル会計慣行」の判断について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院会計専門職研究科 公開日: 2013-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 守屋, 俊晴 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14688

【論文】

判例研究—「公正ナル会計慣行」の判断について

—Law Precedent Study— The Judgment of Fair Accounting Practices—

守屋 俊晴

Toshiharu MORIYA

Key Word (1) 公正ナル会計慣行 (2) 旧日本長期信用銀行 (3) 旧日本債券信用銀行
(4) 最高裁判所 (5) 商法と証券取引法 (6) 資産査定と自己査定
(7) 早期是正措置制度 (8) 税法基準

第1章 はじめに

1 判決の概要

(1) 主文の内容

旧株式会社日本長期信用銀行（現新生銀行、以下「長銀」という。）と旧株式会社日本債券信用銀行（現あおぞら銀行、以下「日債銀」という。）に対する最高裁判所の判決が、それぞれ、2008（平成20）年7月18日および2009（平成21）年12月7日に出されている。このふたつの事件は、いずれも第一審判決および控訴審判決において「有罪」とされたものが、最高裁判決で逆転判決のすえ「無罪」とされた事案である。

いずれも「公正ナル会計慣行」に関する判断が問題にされた事件で、経営者の採用した会計基準（会計方針）の妥当性を問う裁判であった。そこには、経済社会の大きな変動と旧大蔵省（現財務省、以下「大蔵省」という。）の方向転換があり、それへの対応（経営者の会計方針）が問われた形となっている。しかし、その変化に対応していくためには、バブル経済（主として地価と株価の急騰）の崩壊に伴う銀行の財務体質の弱体化（不良債権の増大）が横たわっていたこともあって、適応しきれなかったという事情があった。

ともかく、本件事案の「主文」は、以下のようになっている。

① 長銀判決

原判決及び第1審判決を破棄する。

被告人らはいずれも無罪。

② 日債銀判決

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

なお、本書において、参考にした資料は、以下のふたつである。

① 長銀判決

【ID 番号】 06310063 証券取引法違反、商法違反被告事件
最高裁判所第2小法廷判決「要約版」／2005年（あ）第1716号
【判決日付】 2008年7月18日

② 日債銀判決

【ID 番号】 06410110 証券取引法違反被告事件
最高裁判所第2小法廷判決「要約版」／2007年（あ）第818号
【判決日付】 2009年12月7日

（注） 要約版は主としてコンパクトにしたものであるが、中心は被告人等の実名を伏せたものである。

（2）「公正ナル会計慣行」の意義と判断

昭和末期の時期、日本全土を蔽い^{おお}尽したバブル経済は、平成の時代に変った初期の時期、脆弱さが露呈し、崩壊した。この時期、金融行政も大きく変革した。これまで、主として銀行（本稿では、主として大手銀行を中心に論稿している。）を中心とする金融機関^{もと}は、大蔵省の指導の下に運営されていた。貸出金を中心とする不良債権の評価、とくに貸倒引当金の設定などに関する会計的判断にも大きな影響を与えていた。実際、大蔵省の意向が強く、反映されていた。そのため、会計監査人が、不良債権について貸倒損の計上もしくは貸倒引当金の設定を求めても、銀行の経理担当者は「大蔵省の了承が得られない。」などを理由に、会計監査人の意見を退けるのが常態であった。

バブル経済が崩壊して、多くの銀行が多額の不良債権を抱えることになった時期に、大蔵省は方向転換した。資産評価に対するこれまでの行政指導中心的会計判断から、銀行主体の自己査定評価に変えた。そして、「自己査定」への制度変更から、会計監査人による厳格監査が行われるようになり、会計監査人監査の軌道修正が行われることになった。そこには、会計監査人の自己主張ができる素地が生まれた。大蔵省の行政指導から銀行自身の自己査定への制度変更は、会計監査人の監査責任が問われることになったからである。

ここに銀行が作成する「財務諸表の適正性」について、経営者の財務諸表作成責任と会計監査人の監査責任が問われることになった。このような時期に、長銀と日債銀の財務諸表の適切性、したがって両行の会計判断（適切な財務諸表の作成方針）が問われることになった。そこでは、両行の会計判断が「公正ナル会計慣行」に悦脱していたのかどうか、問題とされた。

旧経営陣を有罪にした一、二審の判断は、方向転換した大蔵省の新しい決算経理基準・資産査定通達だけが「公正ナル会計慣行」であるという判断から導きだされている。したがって、「これに従わずに古い基準で査定し不良債権処理を先送りした決算は、貸倒損失を隠した粉飾になる。」ということになる。しかし、最高裁判決はこれを覆した。その理由は「①新しい基準・通達は、大枠の指針、ガイドライン的なものであり具体性、明確性に欠ける部分があった。②新基準・通達だけが公正ナル会計慣行だったとするには、当時の大蔵省の金融行政は穴だらけだった。」という指摘である。

第2章 長銀の会計判断

1 環境の変化と会計基準

(1) 有罪判決と時効の壁

最高裁判決では、原判決（筆者「注」高裁判決、以下同様）の「認定及び記録」と「本件の事実経過」について、以下のように記述（要点）している。

大蔵省は、銀行法の施行に伴い、昭和57年4月に「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」と題する通達（いわゆる「基本事項通達」である。）を発出したが、その中に経理関係として、普通銀行の会計処理の基準となるべき「決算経理基準」を定めており、この通達の発出以降、普通銀行は、当該経理基準のもとで、いわゆる税法基準に従った会計処理を行い、長期信用銀行においても、この基本事項通達を準用する取扱いにより、同様の会計処理を行っていた。したがって、銀行の関連ノンバンク等関連会社（以下「関連ノンバンク等」という。）に対する貸出金については、一般取引先に対する貸出金とは異なり、銀行が関連ノンバンク等に対する金融支援を継続する限りは、償却・引当はほとんど行われていなかった。

要するに、銀行の貸出金については、回収不能額または回収不能見込額は、法人税法上、損金算入が認められる額につき、当期に貸倒償却・引当をする義務があるとされていた。しかし、銀行の関連ノンバンク等関連会社に対する貸出金は、銀行がこれらに対し追加的な支援を予定している場合には、回収不能額または回収不能見込額とはみなされず、貸倒引当金の引当対象とはされなかった。そして、重要なことは、回収不能見込額等とさせないためには、支援する意向を示せばよいことになる。その結果、損失額の累積的増加を招き、銀行の財政的弱体化を結果させた。

もうひとつの重要なことは、当時の経営者の経営責任が問われて当然と考えるところであるが、結果責任を負わせることができないことにある。経営破綻の原因を作った当時の経営陣が「時効」の壁があって、訴訟の対象にならないで、後始末を任された経営陣が訴訟の対象に晒らされているという現実である。また、大蔵省が行政指導していて、銀行の独立性（主体性ある経営）を失わせていたことにも問題があったと理解されるが、担当した行政官が責任を問われることがないという事実にある。

(2) 新会計基準の導入

ここで、当時の銀行をとりまく環境の変化と対応の不十分性に触れておきたい。本件判決文（要約）は、以下のように当時の会計基準変更について触れている。

1994（平成6）年、95年における金融機関の経営破綻を契機として、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会は、金融システム安定化委員会を設置し、1995年12月22日、金融機関経営の健全性の確保のための方策として「ディスクロージャーの推進」と「早期是正措置の導入」等の提言を内容とする「金融システム安定化のための諸施策」を大蔵大臣に答申した。これらの提言等を受けて、1996年6月21日、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法

律」など、いわゆる金融3法が成立し公布された。これにより銀行法及び長期信用銀行法等の一部が改正され、銀行経営の健全性を確保するための金融行政当局による監督手法として、1998年4月1日以降「早期是正措置制度」が導入された。

この制度改革は、これまでの大蔵省主導の資産評価から、銀行の自己査定への制度変更である。不良債権が増大していく中で、大蔵省が一步退き、銀行の自由意思の尊重へ舵を切ったことを意味する。それは、見方を変えれば、多額に膨れ上がった銀行の不良債権の処置に対する行政の限界を認め、各銀行の責任のもとに解消させようということの意味している。ここで、各銀行にとっては、不良債権の自己査定による貸倒引当金の設定等の必要性が高まったことは明らかである。それを実行できるかが問題なのである。

大蔵省大臣官房金融検査部長は、「早期是正措置に関する検討会」における検討を踏まえ、1997年3月5日付けで、「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」と題する通達（以下「資産査定通達」という。）を発出した。この通達には、金融機関が行う資産の自己査定は、金融機関が適正な償却・引当を行うための準備作業として重要な役割を果たすことになること、早期是正措置制度は1998年4月から導入され、導入後の金融検査においては、金融機関の自己査定の基準が明確かどうか、その枠組みが、この通達で示される枠組みに沿っているかどうかについて把握し、当該基準に従って適切に自己査定が行われているかどうかチェックすることとなる。

要するに、資産査定通達は、金融証券検査官が各銀行の実施した自己査定に対する検査を適切かつ統一的に行い得るよう作成されたものであり、各銀行が、適切な自己査定基準を策定し、それに準拠して資産評価を行っているか、その妥当性を確かめるマニュアルとして位置づけられたものである。この資産査定通達の考え方を踏まえて、日本公認会計士協会は、1997年4月15日付けで、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を作成し、公表した。そこでは「自己査定制度の整備状況の妥当性及び査定作業の査定基準への準拠性を確かめるための実務指針を示すとともに、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査を実施する際の取扱いをまとめたものである。」としているが、この内容に対する最高裁の判断は、かなり厳しいものであった。

（3）日本公認会計士協会の実務指針とその評価

上記の「実務指針の主要な内容」は、以下のとおりである。

監査人は、貸倒償却及び貸倒引当金の監査を実施する際、自己査定基準が適正に整備され、自己査定の作業がその基準に準拠して実施されていることを確かめなければならない。銀行等金融機関は、それぞれ体系的な自己査定基準を作成することとされていることから、自己査定基準が文書化され、正式な行内手続を経て規程化されているか確かめる。

貸倒償却及び貸倒引当金に関する監査手続は、抽出された債務者に対する債権ごとに、必要資料を閲覧し、査定担当者等と協議する方法で行われ、適正な貸倒償却及び貸倒引当金の計上の準備作業として自己査定が行われたか確かめる。また、監査人は、必要に応じて、銀行等金融機関

の了解のもとに、検査当局と可能な範囲内で直接情報交換を行うことが監査の効率化の観点から適当である。

ところで、最高裁は、現判決が判断の参考とした日本公認会計士協会の実務指針は、その具体性に欠け、斟酌の対象にするには不十分としている。この実務指針に対する最高裁判決（要点）は、以下のように記述している。

具体的な計算の規定と計算例がないなど、これに基づいた償却・引当額の計算が容易ではなく、また、資産分類（分類Ⅰ～Ⅳ）について触れた規定がなく、債務者区分、資産分類、引当金算定の関係が必ずしも明確でないなど、結局、定性的な内容を示すにとどまり、資産査定に当たって定量的な償却・引当の基準として機能し得るものとなっていなかった上、銀行の関連ノンバンク等に対する貸出金についてまでその対象とするものであれば、それまでの取扱いからして、明確とされていてしかるべきところ、将来発生が見込まれる支援損につき引当を要するか否かが明確にされていないなど、会計指針としての基準性に問題があった。

実務的課題としては、最高裁が指摘しているように「実務指針」は具体性に欠け、実践規範性を備えていなかった。最高裁の意見に従えば、監査上の実務指針としては、たとえば、貸倒引当金設定の必要性について、以下のような事例（設定の必要性）が求められてしかるべきであったと考える。

- ① 長期間（例、5年間）業績が悪化していて、回復の見込が無いこと
- ② 長期間（同上）営業キャッシュ・フローが大きく赤字であること
- ③ 操業度が大きく低下して、回復の見込が無いこと
- ④ 円高など外部要因により大きく競争力を失い、改善の見込が無いこと
- ⑤ その他、当該企業の業績が悪化し、近い将来、回復の見込が無いこと

これらの事例において、具体的に計算すべき標準モデルが必要とされたことになるが、その場合でも、土地等の含み資産があること、または、強力な支援企業が現れた場合など、検討すべき要素は、多々、あるので、すべてを網羅的に表すことはできない。あくまでも、監査の現場（具体的事例）において、銀行が計算すべきものであり、その内容の妥当性を会計監査人が評価するしかないのであるが、いずれにしても、日本公認会計士協会が、今後、実務指針を策定する場合に、参考になる重要な指摘であったと考える。

（４）長銀の決算方針

判決文によれば、「長銀の決算方針」（要約）は、以下のような内容とされている。なお、以下の内容は、最高裁が示している現判決文である。

大蔵省銀行局長は、長銀の代表取締役頭取にあてて、1997年7月31日付けで、「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」及び「長期信用銀行の業務運営に関する基本事項等について」と題する各通達を發出し、基本事項通達の一部を改正することとした旨及び長期信用銀行の業務運営については一部の事項を除き改正された基本事項通達によるものとする旨を通達した。基本事項通達の改正においては、回収不能と判定される貸出金等につ

いては債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能額を減算した残額を償却・引当すること、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等については債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能額を減算した残額のうち必要額について引当することなどを定めていた。

大蔵省銀行局長発出の通達である「基本事項通達の一部を改正」等によれば、税法基準に依拠することを示唆していない。実質的回収不能額もしくは実質的回収不能見込額の引き当てを求めている。それが「一般に公正妥当と認められる会計処理の原則」に則った会計処理である。そして、この1997年7月31日付の通達は、1997年に係る営業年度（1998年3月期）の決算から適用されるものとしている。もし、この通達に従っていないとすれば、通達違反になるとしても、「法令違反に該当するか」は別の問題である。それがここで問題とされている「商法の公正ナル会計慣行」の判断である。

長銀では、事業推進部が関連ノンバンクを含む長銀の関連親密先とされる会社に対する貸出金に関する自己査定基準の策定を担当した。事業推進部では、自己資本比率（BIS比率）の維持を図るなどのため、「特定関連親密先自己査定運用細則」及び「関連ノンバンクにかかる自己査定運用規則」を確定させた。長銀は、1998年3月期決算について、上記運用細則ないし運用規則に従って、関連ノンバンクを含む長銀の関連親密先とされる会社に対する貸出金の資産分類、償却・引当の実施の有無を査定したが、その自己査定は改正前の決算経理基準のもとでのいわゆる税法基準によれば、これを逸脱した違法なものとは直ちには認められないが、改正後の決算経理基準の方向性からは逸脱する内容となっていた。

長銀では、上記自己査定の結果に基づいて策定された1998年3月期決算の基本方針を同年3月31日の常務会で承認し、同期決算案を同年4月28日の取締役会などで承認した。そして、同年6月25日に開催された定時株主総会において、同期営業報告書、貸借対照表、損益計算書を報告するとともに、当期末処理損失が2716億円余りであることを前提に任意積立金を取り崩し、1株当たり3円の割合による利益配当を行う旨の利益処分計算書案を議案として提出し、可決承認され、これに基づき、合計71億円余りの配当が支払われた。

このような事実経過から、最高裁は、「現判決は第一審判決を是認して被告人らに対し虚偽記載有価証券報告書提出罪及び違法配当罪の成立を認めた」としている。

2 最高裁判決

(1) 現判決の判断理由

最高裁は、現判決の判断理由を、以下（要点）のように挙げている。

① 資産査定通達等と改正後の決算経理基準の意義について

資産査定通達等及び改正後の決算経理基準は、金融機関の健全性を確保する目的で、1998年4月1日から導入される早期是正措置制度を有効に機能させるために必要な金融機関の資産内容の

査定方法や適正な償却・引当の方法を明らかにし、それにより資産内容の実態を正確かつ客観的に反映した財務諸表を作成することを目指して策定された。

② 資産査定通達等と公正ナル会計慣行について

資産査定通達等は、本件当時（1998年3月期決算時）における「公正ナル会計慣行」そのものではないとしても、本件当時においては、資産査定通達等の定める基準に基本的に従うことが「公正ナル会計慣行」となっており、資産査定通達等の趣旨に反し、その定める基準から大きく逸脱する会計処理は、「公正ナル会計慣行」に従ったものとはいえない。言い換えると、資産査定通達等の示す基準に基本的に従うことが唯一の「公正ナル会計慣行」である。

③ 長銀の作成した自己査定基準について

長銀の作成した自己査定基準は、「関連親密先に係る債務者区分」、「長銀のみが取引銀行である関連ノンバンクに対する資産査定」、「『特定先』に当たる関連親密先とその債務者区分」、「関連ノンバンク等の関係会社向け貸出金の査定」、「関連ノンバンクに対する貸借型貸付有価証券の査定」の各点において、資産査定通達等の趣旨に反し、その定める基準を大きく逸脱したもので、許されない。

④ 長銀の当期末処理損失について

資産査定通達等の示す基準に従えば、長銀においては、1998年3月期の決算について5846億円余りの当期末処理損失があったと認められるところ、被告人らは、上記の自己査定基準に基づき、当期末処理損失を過少の2716億円余りとする1998年3月期決算を策定して取締役会等で承認しており、本件虚偽記載有価証券報告書提出罪に関する故意の存在及びその共謀の成立を認めることができる。また、株主への配当を実施しているから、違法配当罪に関する故意の存在及びその共謀の成立を認めることができる。

以上の経過から、原判決は、第一審判決を是認して、被告人らに有罪の判決を言い渡している。その根拠とするところは、従前の資産査定通達等ではなく、改正後の資産査定通達等に準拠していたかどうかである。

金融行政の変革は、これまでの大蔵省の行政指導による金融行政からの離脱であり、大改革に相当する。バブル経済崩壊後の金融改革であり、金融緩和から金融の絞り込み（総量規制）によって大量の不良債権が発生した。その処理に苦慮していた大蔵省が、企業努力によって、解決・解消することを求めたことになる。多量の不良債権の発生は、それまで安定配当を志向してきた銀行にとって、大きな課題を与えることになった。その結果、改正後の資産査定通達等に準拠しきれないところが出てきた。そして、幾つかの大手銀行が配当に必要な金額を維持できる範囲内で、不良債権の処理をすることになった。そのことが、幾つかの訴訟事件となってあらわれてきている。

（2）最高裁の無罪判決

最高裁は「しかしながら、原判決の上記判断は是認することができない。」として、原判決を退けている。その理由は、次のとおりである。

① 税法基準と公正ナル会計慣行について

原判決は、1998年3月期の決算の当時においては、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に基本的に従うことが唯一の公正なる会計慣行となっており、改正前の決算経理基準のもとでのいわゆる税法基準による会計処理では公正ナル会計慣行に従ったことにはならないというものである。

しかしながら、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となっておらず、いわゆる母体行主義を背景として、一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、具体性や定量性に乏しく、実際の資産査定が容易ではないと認められる上、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金についてまで同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる。

② 当時の会計慣行について

1998年3月期の決算に関して、多くの銀行では、少なくとも関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関して、厳格に資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準によるべきものとは認識しておらず、現に長銀以外の同期の各銀行の会計処理の状況を見ても、大手行18行のうち14行は、長銀と同様、関連ノンバンク等に対する将来の支援予定額については、引当金を計上しておらず、これを引当金として計上した銀行は4行に過ぎなかった。他の大手行17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていたことなどからすると、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであったといわざるを得ない。

③ 関連ノンバンクに対する貸出金の評価と違法性について

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関し、従来のいわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえ、過渡的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということはできない。

④ 総括について

そうすると、長銀の本件決算処理は「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえないから、本件有価証券報告書の提出及び配当につき、被告人らに対し、虚偽記載有価証券報告書提出罪及び違法配当罪の成立を認めた第一審判決及びこれを是認した原判決は、事実を誤認して法令の解釈適用を誤ったものであって、破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

よって、原判決及び第一審判決を破棄する。

本件事案で問題としていることは、不良債権に対する貸倒損失の計上もしくは貸倒引当金の設定に対する経営者の判断の相当性である。最高裁判決では、貸倒損失の計上もしくは貸倒引当金の設定が不足していたからといって、当時の会計慣行いわゆる「公正ナル会計慣行」から悦脱していたとまではいえないという結審である。しかし、貸倒損失の計上もしくは貸倒引当金の設定が不足しているにもかかわらず、配当（資金の社外流失）までして、これだけが原因ということではないが、結果として「経営破綻に至った経営者の経営責任をどう考えるか」ということにある。本来、不良債権を発生させた当時の経営者の経営責任が問われるべきではないかと考えるからである。

（3）いわゆる「税法基準」の意義

銀行の貸出金については、回収不能額または回収不能見込額として、法人税法上、損金算入が認められる額「法人税基本通達」9-6-4（1998年改正前のもの）につき、当期に貸倒償却・引当をする義務があるとされていたところ、銀行の関連ノンバンク等に対する貸出金は、銀行がこれらに対し追加的な支援を予定している場合には、原則として回収不能見込額等とすることはできないが、銀行による金融支援が一定の要件を満たす場合には、上記「法人税基本通達」9-4-2（1998年改正前のもの）に基づき当期における債権放棄などの確定支援損の限度で、支援損として損金算入することが認められていたことに依拠して、銀行が関連ノンバンク等に対する金融支援を継続する限りは、毎期において確定支援損として損金算入が認められる範囲で段階的な処理を行うことができるという法令解釈を意味している。

現判決では、本件当時においては、資産査定通達等の定める基準に基本的に従うことが「公正ナル会計慣行」となっており、資産査定通達等の趣旨に反し、その定める基準から大きく逸脱する会計処理は「公正ナル会計慣行」に従ったものとはいえない。その結果、従前に「公正ナル会計慣行」として容認されていた税法基準による会計処理や、関連ノンバンク等についての段階的処理等を容認していた「従来の会計処理は公正ナル会計慣行に従ったものではなくなった。」としている。したがって、「長銀の作成した自己査定基準」は、資産査定通達等の趣旨に反し、その定める基準を大きく逸脱したもので、許されないことになる。しかし、この判断を最高裁は退けている。

そして、最高裁は、資産査定通達等によって補充される改正後の決算整理基準は、とくに関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる。これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということとはできないと、判断している。

税法基準は、課税所得の計算上、損金認容額の計算に用いられるものであって、適正な企業会計のための費用計上（会計的認識）とは必ずしも合致しているものではない。むしろ、企業会計と税務会計とは、その目的と計算が異なっているものである。そのため、税務会計は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の原則」を前提として、税務会計（課税所得の計算）に修正するべく申告調整という制度を設けている。一般に、企業はこの申告調整において、税務上損金（もしくは益金）として認容されない項目を加減算調整している。銀行以外の一般の事業会社においても、売上債権に対して有税償却しているように、銀行においても、一部の不良債権に対して有税償却していることは常のことである。おそらく長銀においても、相当額の貸倒引当金（有税償却）を積んでいたも

のと推定される。

そのような状況にあって、何故、親密な関連ノンバンクに対する貸出金について有税償却を行わなかったのか、会計監査人の監査も問題視される場所であるが、当時、まだ、大蔵省の行政指導が優先していたという事情があるので、強く問題とされることはなかったと、推察できる。ここに強くとは、株式会社日本興業銀行（現みずほ銀行、以下「興銀」という。）をはじめとして、会計監査人が提訴されているケースがあるからである。要するに「税法基準」は、決して「一般に公正妥当な会計処理の原則」そのものではないので、税法基準に準拠していたとしても「公正ナル会計慣行を悦脱していたとはいえない」という判断は容認できる場所ではない。

（４）補足意見の意義

なお、F裁判官は「補足意見」として、以下のような意見を付記している。

業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態との乖離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きく乖離していたものと推認される。企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったことは明らかと思われる。

本件裁判に参加している裁判官の1人から、このような批判が出てきているということは、司法官の会計的認識（知識の集積）が高まってきていることの証左と思われる。

とくに「長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きく乖離していた」ということと「企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保すること（中略）から見れば、大きな問題があった」ということとにあらわれている。たとえ「公正ナル会計慣行」から悦脱していないという結論を導き出しえたとしても、市場の信頼性確保の観点から見て、長銀の経営者が「適正な財務諸表」を作成するという経営者の会計責任は問われなくて良いのかという問題は解決していないと考える。

第3章 日債銀の会計判断

1 証券取引法・商法違反事件

（1）税法基準と行政指導

この事件は「証券取引法違反被告事件」であり、最高裁判所第2小法廷判決（1999年12月7日）の主文は「本件を東京高等裁判所に差し戻す。」というものであった。

最高裁判決にみられる高裁判決の概要と結果（要約）は、以下のとおりである。

銀行法が昭和57年4月1日から施行されたことなどに伴い、大蔵省銀行局長が同省の監督権限に基づいて発出した基本事項通達の中に決算経理基準（以下「改正前の決算経理基準」という。）が定められており、これが長期信用銀行である日債銀にも適用され、日債銀等の銀行においては、

これに従った決算処理を行ってきた。

銀行の貸出金の貸し倒れとしての損金額算入または損金経理による債権償却特別勘定への繰り入れは、法人税基本通達（1998年改正前のもの）9-6-4等が定めており、とくに、9-6-4（1）においては、債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、こと等の事由が生じたため、当該貸金等の額の相当部分の金額につき回収の見込みがない場合に、その回収の見込みがない部分の金額を債権償却特別勘定に繰り入れることができるとされていた。そして、大蔵省と国税庁の協議に基づく不良債権償却証明制度により、金融証券検査官が回収不可能または無価値と判定した債権（Ⅳ分類）およびこれに準ずる債権として証明した不良債権の金額は、原則として法人税法上損金として容認される扱いとなっていた。また、上記実施要領において、有税引当等については、金融機関等の自主判断により行われるものであるとされていた。

このような決算経理基準の下においては、金融機関は、税法において、無税償却・引当が認められる要件を充足した貸出金については、償却証明を得て償却・引当を行うが、それ以外の貸出金については、金融機関の自主判断により有税償却・引当を行うのが一般的となっており、銀行等金融機関の支援先等は、原則として償却・引当をしないとする慣行があった（以下、「税法基準」という。）。

これが、いわゆる「行政指導」の一環であり、銀行の自由なる会計判断（自主性）を阻んできた悪弊を生んできた原因であった。貸出金に対する優良性（裏返せば「不良性」）評価は行政に委ねられてきた。しかも、この評価が税務会計の損金認容に重要な指標を与えてきたので、銀行にとっても重要な折衝事務となっていた。そこでは、会計監査人の資産評価は、ほとんど無視されてきたという事実があった。したがって、資産査定^{はば}の自己評価への会計改革は、会計監査人にとっても、大きな変革であった。

それまでの会計慣行としては、この税法基準にしたがって会計処理、つまり貸倒引当金の設定等を行ってきたれば、会計制度上、容認されてきたという経緯がある。しかし、先にも触れたところであるが、不良債権およびそれ以外の財務諸表項目についても、税法基準を超えて費用処理している。いわゆる「有税償却」もしくは「加算項目」であるが、その中には賞与引当金や役員退任慰労引当金、退職給付引当金などが含まれていた。したがって、貸出金に限って税法基準に従っていたということではないのである。

（2）会計基準と適正な会計基準

最高裁判決が触れている現判決の「認定及び記録」よれば、本件事案の「事実関係」（要約）は、以下のようになっている。

バブル経済崩壊後の金融機関の不良債権の増大を受けて、金融機関経営の健全性の確保や金融システムの安定化等のため、1996年6月21日、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」など、いわゆる金融三法が成立し、金融行政当局による新たな監督手法として、1998年4月1日から、同年3月期以降の決算を対象として「早期是正措置制度」が導入されることになった。それに先立ち、大蔵省金融検査部長は、1997年3月5日、上記検討会における検討を踏まえ、金融証券検査官等あてに「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査

定について」と題する通達（以下「資産査定通達」という。）を発出し、金融業界に公開された。

ここに大きな会計改革が行われた。これまで、監督官庁であった大蔵省の行政指導にしたがって主要な決算（資産評価）判断を実施してきたが、これからは「自己の判断で行う」という大きな変革であった。バブル経済崩壊後の日本経済の沈静下において、多額の不良債権を抱えてしまった銀行にとって大きな試練となった。会計士監査も、銀行の「自己査定」を重視することになった。不良債権を評価する「銀行内部の内部統制の有効性」を慎重に評価する必要に迫られることになったことから、「銀行の自己査定」に対する監査が厳格化していった。

1997年7月31日、基本事項通達で定められた決算経理基準の中の「貸出金の償却」及び「貸倒引当金」の規定などが改正され（以下「改正後の決算経理基準」という。）、大蔵省銀行局長から日債銀代表取締役頭取あてに、1998年3月期の決算から適用することが通知された。改正後の決算経理基準は、「資産の評価は、自己査定結果を踏まえ、商法、企業会計原則等及び下記に定める方法に基づき各行が定める償却及び引当金の計上基準に従って実施するものとする」とした上で、以下のことを定めていた。また、大蔵省は、1997年7月に、決算経理基準の改正に先立って「不良債権償却証明制度等実施要領」を廃止している。

- ① 回収不能と判定される貸出金等については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能額を減算した残額を償却すること
- ② 回収不能と判定される貸出金等のうち上記①により償却するもの以外の貸出金等については回収不能額を、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等については債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能額を減算した残額のうち必要額を、それぞれ債権償却特別勘定に繰り入れること
- ③ これら以外の貸出金等について、合理的な方法により算出された貸倒実績率に基づき算定した貸倒見込額を引き当てることなど

(3) 日債銀の会計判断と高裁の意見

最高裁は、「以上の事実関係を前提にして、原判決は、第一審判決を是認して被告人らに対し虚偽記載有価証券報告書提出罪の成立を認めた。」として、その理由の要旨を、以下のようにまとめている。なお、ここに示している理由は、高裁が判断した理由である。

① 公正ナル会計慣行の解釈について

資産査定通達等は、早期是正措置制度を有効に機能させることを目的として策定されたもので、会計処理の基準として内容的な妥当性や合理性を有しており、1998年3月期決算当時においては、資産査定通達等の示す基準に従って会計処理をすることが、商法（2005年法律第87号による改正前のもの）32条2項の定める唯一の「公正ナル会計慣行」になっていた。

したがって、「これと両立し得ない関係にある改正前の決算経理基準のもとでの税法基準に基づく会計処理は、決算経理基準の改正により明示的に否定されたものとみるのが相当である。」ということになってくる。

② 改正後の決算経理基準に準拠した貸出金の評価の必要性について

資産査定通達等の基準に従えば、日債銀の1998年3月期におけるD、F、H等13社およびI等5社の債務者区分はいずれも実質破綻先に当たり、次のとおりの償却・引当不足額等が認められる。

(ア) D社（メインバンクであるE銀行のほか、日債銀等3行を含めた主力4行から融資を受けて業務を営んでいた独立系ノンバンク）

D社は、当期純損益ベースで、1994（平成6）年3月期から5年連続で赤字を計上し、1998年3月期には、貸出金1930億円を債権償却特別勘定に繰り入れたこともあって、2674億円の債務超過に陥った。そのため、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、実質破綻先に当たる。1998年3月期における日債銀の貸出金残高390億円のうち、291億円がIV分類に当たるのに対し、日債銀は81億円を債権償却特別勘定に繰り入れただけであるから、210億円が償却・引当不足額となる。

(イ) F社（メインバンクであるG銀行や準メインバンクである日債銀等から融資を受けて事業を営んでいた独立系ノンバンク）

Fは、リースや割賦金の回収作業を行っているのみという状況で、財務状況も6期連続で赤字を計上し、5期連続で債務超過に陥っているなどから、実質破綻先に当たる。1998年3月期における日債銀の貸出金残高647億円のうち223億円がIV分類に当たるのに対し、日債銀は15億円を債権償却特別勘定に繰り入れただけであるから、208億円が償却・引当不足額となる。

(ウ) H社等13社（日債銀の関連ノンバンクJグループ）

H社等13社は、もともと日債銀の関連ノンバンクの不良資産の受皿会社であり、1997年4月の大蔵省の金融検査の際のIV分類査定を回避する目的で、日債銀が破産管財人から買い取り、再建支援を約束することになったもので、いずれも大幅な債務超過に陥っており、独立企業としての実態はなく、返済能力がなく実質破綻先に当たる。1998年3月期における日債銀の貸出金合計1843億円のうち619億円がIV分類に当たるのに対し、日債銀は全く償却・引当を行っていないから、この619億円が償却・引当不足額となる。

(エ) I社等5社（Kグループの構成会社群）

I社等5社が属するKグループは、日債銀等の不良資産である担保不動産を取得させる目的で設立された受皿会社等であって、保有する物件で事業化を進めて債権の極大回収を図る目的であったが事業は頓挫し、その財務状況も赤字及び債務超過の状態が継続し、日債銀からの資金の追加融資を受けて賄っている状況にあり、返済能力がなく実質破綻先に当たる。1998年3月期における日債銀の貸出金合計695億円のうち562億円がIV分類に当たるのに対し、日債銀は、全く償却・引当を行っていないから、この562億円が償却・引当不足額となる。

(4) 現判決の要点

日債銀の1998年3月期決算における当期末処理損失額は、上記各社に対する償却・引当不足額の合計金額1598億円から、一般貸倒引当金の過大評価額5億円および有税債権償却特別勘定への繰入額変動に伴う税効果相当取崩額2千万円を減算した1592億円に、公表の当期末処理損失額613億万円を加算した2206億円であったと認められる。1598億円の償却または引当をせず、当期末処理損失を過少に計上して作成された本件有価証券報告書には重要な事項につき虚偽の記載があり、虚偽記載有価証券報告書提出罪に関する被告らの故意およびその共謀も認められることができる。

以上の経緯から、原判決（要約）は、被告人に執行猶予ある懲役刑を下している。

ここで、「問題となっている鍵」は、1998年3月期決算において採用している会計基準が「公正ナル会計慣行」に相当するか否かであり、また、公正ナル会計慣行として、従来のいわゆる「税法基準」でよいのか、1997年7月31日に改正された「改正後の決算経理基準」によるべきなのかという点にある。この改正後の決算経理基準は、大蔵省銀行局長から1998年3月期の決算から適用することが通知されたことから、1998年3月期決算から適用しなければならないものと理解される場所であるが、さらに問題と思われることは、大蔵省銀行局長に法的強制力があるのかという問題である。

2 最高裁判決

(1) 現判決と最高裁の意見

ところで、最高裁は、上記の原判決に対して「原判決の上記判断は是認することができない。」として、その理由を、以下（要点）のように記述している。

原判決は、1998年3月期決算の当時において、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に従うことが唯一の公正ナル会計慣行」であって、改正前の決算経理基準のもとの税法基準に基づく会計処理は、公正性を失っており、もはやこれによる会計処理は許されないことになったとするものである。

この現判決の内容について、最高裁は、以下の諸点を問題にしている。

① 改正後の決算経理基準の位置付けについて

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、償却・引当については、有税・無税にかかわらず、同基準の定める額を引き当てることを求めるものであるが、その前提となる貸出金の評価については、金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となっていないこと

つまり、最高裁では「改正後の決算経理基準」の具体的適用は不明な点があり、強制的適用には無理があると主張している。

② 支援先等に対する貸出金の資産査定について

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が、合理的な再建計画や追加的な支援の予定があるような支援先等に対する貸出金についてまでも同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったこと

ここでは、合理的な再建計画や追加的な支援の予定がある支援先等にまで、この「改正後の決算経理基準」を適用することは、必ずしも明確にされているとは言えないという。

しかし、重要なことは、これらの支援先の融資先には、日債銀（母体行の立場）が主導的に融資したものが含まれており、その融資先の貸倒リスクは、むしろ日債銀が負担しなければならない性質のものであると考えるが、この判決では、そのような審議は行われた形跡が見当たらない。

③ 債務者区分の概念の導入に関連して

資産査定通達において債務者区分の概念が導入され、債務者の区分に応じて貸出金の分類がされることとなった。その結果、実質破綻先と査定されれば貸出金の無担保無保証部分がⅣ分類（回収不可能または無価値と判定される貸出金）となり償却しなくなることになったこと

ここで問題視しているポイントは、債務者区分の概念が導入され、選定された区部によっては、たとえばⅣ分類とされたときのように、半強制的に貸倒等の会計処理が求められることになるのは、過剰反応ではないかということにある。

④ 破綻懸念先と債権償却特別勘定の繰入

破綻懸念先と査定されれば貸出金の無担保無保証部分はⅢ分類（最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な貸出金）となり必要額を債権償却特別勘定に繰り入れることで足りるということ

つまり、Ⅲ分類と判断されれば、必要額を債権償却特別勘定に繰り入れることで足りるので、必ずしも公正性が確保されていることにはならないという。

（2）最高裁の会計的認識と結審

これまでに問題とされたことのうちのひとつは、破綻懸念先と実質破綻先の定義とその範囲である。そして、最高裁は、「実質破綻先」と「破綻懸念先」とが、どれほど具体的かつ客観的に、そして公正性かつ平等性を確保した上で、判断できるのか、これが確保されない限り、「改正後の決算経理基準」の強制的適用は許されないという。その上で、「資産査定通達は、全体的に定性的かつガイドライン的なものでしかなかった。」と、その適用の非有効性を問題として取り上げている。しかし、最高裁が「改正後の決算経理基準の強制的適用は許されない」という判断であるが、重要なことは、「改正前の決算経理基準を採用して作成した財務諸表が適正な財務諸表であるのか」に関する判断であると考えられる。

いずれにしても、このような論点を構成することによって、最高裁は、当時の時代的背景から当時の会計的認識を、以下のように捉えている。

1998年3月期の決算に関して、多くの銀行では、支援先等に対する貸出金についての資産査定に関して、厳格に資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準によるべきものとは認識しておらず、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであり、将来的に実務を積み重ねることで自己査定の具体的な判断内容の精度や整合性を高めていくという性質を内包したものとわざるを得ない。

このように、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に支援先等に対

する貸出金の査定に関しては、幅のある解釈の余地があり、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、従来の税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあった。そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって支援先等に対する貸出金についての資産査定を行うことも許容されるものといえる。

このような論点から、最高裁は、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に従うことが『唯一の公正ナル会計慣行』であったとし、税法基準の考え方に基づく会計処理を排斥すること」を否定している。したがって、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準の定める基準に従って日債銀の貸出金の評価をし、1998年3月期決算において日債銀に2205億円の当期末処理損失があったとした「原判決は破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる」としている。

(3) 最高裁の判決の要点

すでに触れたように最高裁の長銀判決の要点は、以下のとおりである。

資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、金融機関がその判断において的確な資産査定を行うべきことが強調されたこともあって、大枠の指針を示す定性的なもので、その具体的適用は必ずしも明確となっておらず、一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金について資産査定に関しては、具体性や定量性に乏しく、実際の資産査定が容易ではないと認められる上、同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる。

この点においては、日債銀判決でも同様な意見となっている。さらに、長銀判決では、最高裁は、以下のように判旨している。

資産査定通達等によって補充される改正後の決算整理基準は、とくに関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる。これまで「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということはできない。以上のことから、最高裁は、長銀の本件決算処理は「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえないから、「第一審判決およびこれを是認した原判決は、事実を誤認して法令の解釈適用を謝ったものであって、破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。」と結審した。

この判決文の中でとくに重要と思われる点は、以下の点にある。

① 税法基準の位置づけに関連して

「これまで『公正ナル会計慣行』として行われていた税法基準の考え方」というが、銀行等金融機関は、税法基準（損金認容範囲額での会計処理）はあくまでも最低基準であり、不良債権につ

いては、大蔵省との事前承認（形式的要件）のもとに有税償却を行ってきている。したがって、税法基準がそのまま「公正ナル会計慣行」に相当するものとの理解は困難である。税法基準はあくまでも税法特有の基準であり、確定申告書を作成する場合の「課税所得の計算」に際して適用される基準である。したがって、適正な財務諸表を作成する場合に採用すべき会計基準そのものではないと理解しているのが、現判決が判断基準としている「改正後の決算経理基準が唯一の基準」ではないとしても、税法基準の考え方が「公正ナル会計慣行」に相当しているとの判断は、会計専門職の職位にいる者からすれば、理解を超える判断である。

② 不良債権に対する貸倒等の過不足の判断に関連して

「資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということとはできない。」ということであるが、それでは、長銀と日債銀が行っていた不良債権に対する貸倒額もしくは貸倒引当金の繰入額は妥当であったのか、その判断は示されていない。日債銀の採用していた会計基準は「公正ナル会計慣行から悦脱してはいない」ということで、その妥当性を容認したものと理解していいのかが不明である。

ともかく、日債銀判決においても、最高裁は、「資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準に従うことが『唯一の公正ナル会計慣行』であったとし、税法基準の考え方に基づく会計処理を排斥すること」を否定している。したがって、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準の定める基準に従って日債銀の貸出金の評価をし、1998年3月期決算において日債銀に2205億円の当期末処理損失があったとした「原判決は破棄しなければ著しく正義に反する」ものと認められるとしている。

その結果、最高裁は、「その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえて、更に審理、判断する必要がある。」として退け、「原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原裁判所に差し戻し」を行っている。

このふたつの判決はいずれも、当時の社会的環境を背景に長銀と日債銀の経営者が執った会計方針が、「当時の公正ナル会計慣行から悦脱したものとはいえない。」として、原判決を否定している。しかし、「当時の経営者が執った会計方針が、当時の公正ナル会計慣行と照らし合わせて、相当するものである」かは、極めて問題のある判決であったと考える。

（4）補足意見の意義

長銀の判決において、裁判官の1人であるF裁判官が「補足意見」として、「積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態との乖離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きく乖離していたものと推認される。」と問題ある判決であったことを示唆している、その意味を深く考えるべきである。

そして、日債銀の場合も、裁判官の1人であるF裁判官（裁判長）は、以下のように「補足意見」を附している。

有価証券報告書の虚偽記載を処罰する趣旨は、これが、証券取引市場において、会社の財務状態に関し、投資者等の判断を誤らせるおそれがあることにある。そうすると、有価証券報告書の一部をなす決算書類に虚偽があるかどうかは決算処理に用いたとする会計基準によって判断され

るべきところ、金融機関の決算処理は決算経理基準に従って行われることが求められており、本件日債銀の決算書類においても、銀行業の決算経理基準に基づく償却・引当基準に従った旨が記載されている。そこにいう決算経理基準は改正後の決算経理基準であることは明らかであるから、本件決算についてはこれに従って判断すべきことになる。(中略) なお、税法基準の考え方によって評価することが許容されていたとしても、その方法等が税法基準の趣旨に沿った適切なものでなければならぬことはもとよりである。

なお、日債銀の裁判で、補足意見を附したF裁判官(裁判長)は、長銀の裁判で補足意見を附した裁判官である。

第4章 まとめ

1 最高裁判決と検討すべき課題

(1) 最高裁判決の要点と問題点

① 旧商法と旧証券取引法の精神からの検討について

企業会計の実務社会には、「一般に認められた会計処理の原則」があり、本件事案の当時、この原則にしたがって旧商法および旧証券取引法の下で、上場会社は会社決算を行ってきている。ところで、本件裁判においては、「いわゆる母体行主義を背景として、一般取引先とは異なる会計処理が認められていた関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、具体性や定量性に乏しく、実際の資産査定が容易ではないと認められる上、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金についてまで同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかったことが認められる。」としている。

問題とすべきことは、「改正後の決算経理基準が関連ノンバンク等に対する貸出金についてまで同基準に従った資産査定を厳格に求めるものであるか否か自体も明確ではなかった」ことではなく、むしろ、銀行が作成していた財務諸表が「当該銀行の財政状態と経営成績を適正に示していたかどうか」にあるものとする。そうでなければ、旧商法による「債権者の財産保護」もしくは「取締役の善管注意義務」並びに旧証券取引法による「有価証券報告書による財務情報公開制度の信頼性」が維持されているのか、大きな疑問が残るからである。

② 不適切な行為の適正判断の可否について

最高裁判決において、「大手行18行のうち14行は、長銀と同様、関連ノンバンク等に対する将来の支援予定額については、引当金を計上しておらず、これを引当金として計上した銀行は4行に過ぎなかった。他の大手行17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていたことなどからすると、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであったといわざるを得ない。」としているが、この判断根拠は「赤信号、みんなで渡れば怖くない」思想であり、「日本の財務諸表公開制度の質的水準の低さと監視機能の脆弱さ」を世の中に示したことになり、極めて問題のある判断であったと考える。

重要なことは、多くの事件で、不良債権に対して必要な貸倒処理もしくは貸倒引当金を設定しなければならない場合において、被告企業が配当に必要な利益を限度として、会計処理をしていることなどにある。つまり、配当可能利益を確保した上で、その範囲内で貸倒処理もしくは貸倒引当金を設定している。そのような場合においても、「公正ナル会計慣行」に悦脱していないから違法とはいえないとしたならば、「一般に公正妥当な会計処理の原則」の遵守性を、どのように確保していくのか、真摯に受け止めなければならない。会計専門職の職位にある者にとって、極めて重要な判決であったと考える。

(2) 関連ノンバンク等の範囲と取引実態について

なお、本件判決に関連して「重要な見落としがある」と思われるところがある。拙著「-監査論-金融の虚構と粉飾」『中央商科短期大学論集29号』（1999年6月）の中の第4章第1節で「住宅金融専門会社」（以下「住専」という。）を取り上げているところを参考までに挙げておくことにした（318頁）。当該箇所の記載文は、以下の内容となっている。

住宅金融専門会社自体が、資金を調達することはしない。主として設立母体を中心となって、必要資金を調整（占有割合等による）したうえで融資してくれる。また、貸出に対する審査機構はきわめて大切なのであるが、十分に機能する審査制度を組織化している住専はほとんど存在していない。生命保険会社についても言えることがあるが、貸出に当っての審査機構はきわめて重要であることは認識されているが、高度に組織化された審査制度を効果的に機能させている生保はあまり存在していない。そのため、とくに新規の貸出に当っては、銀行との合乗りが多い。たとえ、そうでなくとも、銀行を退けてまで貸出しを行っている例は、特別な結び付きがある企業を除いては少ない。また、あったとしても金額は少額であると同時に貸出割合も小さい。

住専にして、ましてやである。相手先の信用度の調査も、自ら実施するというよりも、銀行の審査・評価に乗っかっている部分が少なくないといえる。むしろ、設立母体行の紹介融資であることが相対的に多いのである。不動産融資について言えば当時、土地取引（評価に対する神話的信頼性）だからといって安易に貸出した経緯もあるが、ほとんど調査らしい調査もせずに融資していた事例が多いのである。ノン・バンクについても同じことが言えるのであるが、銀行等の紹介で融資していることが多く、もっと具体的に言えば、かれらが、住専やノン・バンクに物件と相手先を紹介し、融資しているということである。

主要な銀行は、昭和終期、住専を設立して、融資を拡大していった。とくに、不良性貸出先を住専に紹介し、その資金を融資していった。単純な図式は不良性資産を住専に回し、銀行は住専に貸し出しするという、いわゆる「迂回融資」である。この対象には住専以外のノン・バンクも含まれていた。したがって、当然に当初から銀行は住専やノン・バンクに支援せざるをえない状況に置かれていた。このような金融取引の実態からすれば、住専とノン・バンク等の経営不振・業績悪化に対応した貸倒損の計上もしくは貸倒引当金の設定が問題になるのではなく、その裏（奥）に存在する最終貸出先を考慮した貸倒損の計上もしくは貸倒引当金の設定が必要とされるべきなのである。

しかし、本判決ではそのような踏み込んだ審議をしていないため、かえって表面的な判決となったといわざるおえない。その意味では、はたして「公正ナル会計慣行」を十分に審議したのか疑わしいという認識が成立する。

2 公正ナル会計慣行と適正な財務諸表の作成基準

(1) 適切性のある財務諸表の役割

とくに問題としたいところは、「他の大手行17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていた」ことが会計慣行であったという判断を行っているが、これが「適切な会計慣行」と認識しているような表現である。そうだとすれば、99社の不適切な会計行為が1社の適切な会計行為を凌駕してしまいかねない危惧が生まれる。そして「総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていた」ことは、あくまでも不適切な会計行為なのである。他社がやっているから、こちらも認めるという比較検証は必ずしも適切な判断基準にはならないと考える。

これらの金額が、各銀行の財務諸表において、「重要性の原則」の適用の結果、会計監査人が「財務諸表が不適切であるという水準（金額基準）にはいたらない。」と判断したものと推察されるがゆえに、問題とされなかったものとする。

いずれにしても、司法と会計（実務）との間には、大きな乖離が存在していると理解する。旧商法の「公正ナル会計慣行」も、その趣旨は「適正な財務諸表もしくは計算書類の作成」にあるはずであり、株主を中心とする利害関係者に対して信頼できる財務情報を提供するという「商人（経営者）の責任」を示しているものと理解すれば、また、旧証券取引法の立場においても、「適正な財務諸表の作成・公開」を求めており、それは「経営者の経営責任」であると理解している会計専門職業人の立場からすれば、問題ある判決であった。

(2) 結 言

裁判の目的が法令違反の可否もしくは罰則の可否とその量刑の結審であったとしても、適正な会計実務の推進に全く関与しないというものではないと理解している。

そのような立場からすれば、本件2件の事案において、「公正ナル会計慣行に悦脱していない」と判断したことは、逆説的には「公正ナル会計慣行に相当している」と判断したものと理解する。しかし、第一審並びにその控訴審において、有罪判決を受けていることから理解できるように、極めて微妙なものであった。

旧商法および旧証券取引法の趣旨から、適切な会計慣行の定着のために、望まれる「公正ナル会計慣行の在り方」について、付記があってもしかるべきであったと考える。さもないと、上記に引用したように「他の大手行17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていた」ことなど、不適切な会計行為を行っていたとしても、責任を問われることはないという考え方が生まれかねないと危惧されるからである。

(稿了日 2011年7月22日)